

南伊勢ブランド認定委員会設置要綱

平成26年4月1日作成

(設置)

第1条 南伊勢ブランド（南伊勢の豊かな自然、独自の資源および伝統的な加工技術などを活かし、本物の南伊勢ものにこだわった魅力ある产品及びその生産者で町長が認定したものをいう。次条において同じ。）に関する重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として、南伊勢ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 南伊勢ブランドの認定基準に関する事項
- (2) 南伊勢ブランドの認定に関する事項
- (3) 前2号にかかげるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者、その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員は職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行なう。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の提案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長が委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

5 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光商工課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他委員会に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。